

第193回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和2年10月19日(月)
午後1時25分～2時10分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第193回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和2年10月19日(月) 午後1時25分～2時10分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、田中 麻里、齋藤 利志子、小林 享、小山 洋、
土井 弘次(代理 宮川 隆巳)、幸田 淳(代理 宗田 功)、
伊藤 清、斉藤 優、野村 洋一
- 4 欠席委員 大澤 昭彦、萩原 清己、茂原 莊一、後藤 克己、穂積 昌信
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、青木室長、矢島次長、小島次長
- 6 議案

第1号議案 東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第193回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第193回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在10名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(矢島次長)

お手元の群審報第119号をご覧ください。前回の審議会以降、2名の異動がありました。

まず、学識経験のある者として、群馬県農業会議会長の堀越^{ほりこし} 恒弘^{つねひろ}様が退任され、群馬県農業会議副会長の萩原^{はぎわら} 清己^{きよみ}様が就任されました。また、関係行政機関の職員として、関東地方整備局長の石原^{いしはら} 康弘^{やすひろ}様が退任され、土井^{どい} 弘次^{ひろつぐ}様が就任されました。以上でございます。

(眞庭課長)

続きまして、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第193回になりますが、都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が1件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

はい。

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いします。

議事に先立ち、議事録署名人をお二方指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。本日につきましては、田中委員さんと斎藤 利志子委員さんをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

続きまして、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

(矢島次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明にありましたとおり、本日の議案については、公開にするということですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そのように取扱いさせていただきます。

事務局から本日の傍聴者について報告をお願いします。

(矢島次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者の方、報道関係者の方、いずれもございませんでした。

(丸山会長)

それでは、傍聴者もおりませんので、早速、議案の審議を行います。

第1号議案「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(小島次長)

都市計画課次長の小島と申します。議案の説明に移らせていただきます。

感染防止の観点から、着座にて説明の方はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案の「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明いたします。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を通称「都市計画区域マスタープラン」と呼んでおりますので、本日の説明では、「マスタープラン」として御説明いたします。

マスタープランは、県が定める法定計画で、都市計画の基本的な方向性を定めるものでございます。このマスタープランに位置づけがないと、市街化調整区域から市街化区域への編入ができないことや、道路や用途地域などはマスタープランに則して定める、というような効果がございます。

なお、前回、6月30日に開催しました第192回都市計画審議会におきまして、東毛のマスタープランと区域区分、いわゆる線引きにつきましては、本日の審議をお願いすると説明しておりましたが、区域区分の一部について関係機関協議に不測の日数を要したことから、区域区分につきましては、一括して、次回11月の都市計画審議会に諮ることとしております。

それでは、東毛のマスタープランについてご説明いたします。お手元の議案書の1ページ目を御覧ください。

1ページ目は、東毛マスタープランの付議書になります。

次の2ページ目に変更の概要を示す計画書になり、「次のとおり変更する」の次がお手元にある冊子になります。

次の3ページ目に変更する理由になります。

マスタープランは、おおむね5年毎に見直しを行っており、昨年12月の都市計画審議会において、前回審議していただきました県央・利根沼田・吾妻とともに案の概要を説明させていただきました。

12月の都市計画審議会からの変更点は、主に文章や図表をより分かりやすくする表現の修正のみであることから、本日は縦覧結果を中心に御説明いたします。

添付図面の図-1 又はスクリーンを御覧ください。

「第1号議案 東毛広域都市計画圏のマスタープラン」につきましては、令和元年12月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出が1名の方から14件ありましたので、御説明いたします。

お手元の議案書4ページと5ページをご覧ください。

都市計画法では、意見書が出た場合には、意見書の要旨を都市計画審議会に提出することとなっております。

議案書には、意見書提出者の意見14件の要旨を掲載しております。

まず、最初に意見書の1番でございますが、県が市町村間の広域調整を進めるべきである。また、埼玉県や栃木県との協力・連携をもっと図るべきである、が1番となります。

2番としまして、まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できるように多様な移動手段の確保を進めるべきである。

3番としまして、目標年（令和17年）は、現職知事が4選を見通して設定したように見える。

4番としまして、非線引き白地地域であるみどり市で住宅のばら建ちを指摘しているが、太田市や伊勢崎市への流出も多い。

5番としまして、固定資産税と都市計画税を一本化した上で、税金により旧市街地への人口回帰を図るべきである。まちのまとまりづくりに向けて、郊外部の土地利用の抑制は税制を利用したほうが有効ではないか。

6番としまして、都市計画区域マスタープランで地域拠点となっていない館林市の成島駅の南側は、館林市の立地適正化計画では地域拠点と表記され都市機能誘導区域となっているが、整合がとれていないのではないか。

7番としまして、東毛の鉄道は乗り換えが不便である。

8番としまして、非線引き都市計画区域に、区域区分又は代替となる土地利用規制を導入するのは拙速すぎるのではないか。

9番としまして、市街地の基盤整備として、土地区画整理事業や市街地再開発事業の導入を検討することとしているが、地価が下落している状態では、土地区画整理事業は成立しないのではないか。

10番としまして、主要な緑地の配置の方針として、住宅地まわりの生垣や街路樹の配置や屋敷林の保全を記載しているが、維持管理の手間も考慮してブロック塀も考えてはどうか。

11番としまして、ぐんまの風景を魅せるインフラ整備にあたり、風景をみせる観点から道路の植樹をしないという選択肢もあることは好ましい。通行上支障のある植栽についても、あり方を検討願いたい。

12番としまして、郊外における新たな商業地の拡大を原則抑制するとしているが、立地適正化計画のすりあわせなど、東毛地域が一体となって対処しないと困難であると考えらる。

13番としまして、市街化調整区域で規制されれば、邑楽町などは市町村合併の対象になっていくと本計画から読める。

最後、14番としまして、文字・地図の誤表記の指摘のほか、用語や図面をわかりやすく表現するよう要望がございました。

次に、スクリーンをご覧ください。ただ今説明した意見に対する関係市町の見解をご説明いたします。

まず、桐生市でございますが、桐生市は意見に対する見解はございませんでした。

太田市につきましては、太田市は、都市計画区域マスタープランの主旨を踏まえ、持続

可能な都市、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を図るとしております。それから、均衡ある一体的な発展に向けた都市計画区域の統合について検討を進める。県や他市町村と連携しながら安定的かつ効率的な行政運営を行う、という意見がございます。

大泉町でございますが、「東毛の鉄道は乗り換えが不便である」という意見に関しましては、町では町内の各鉄道駅を拠点とし、鉄道路線を「拠点間連携軸」としたまちづくりを進める、という意見でございます。

館林市でございます。まず、①として「多様な移動手段の確保を進めるべき」という意見に関しましては、平成29年5月以降、館林広域都市圏、館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町で多様な移動手段の確保を進めております。

②として、「館林市成島駅南側は、都市計画区域マスタープランでは地域拠点となっていないのに、館林市立地適正化計画では地域拠点となっており整合がとれていないのではないか」という意見に関しましては、県と市で「地域拠点」の定義が異なるため、その内容に関しては整合性が図られています。

次に、③ですが、「地価が下落している状態では、土地区画整理事業は成立しないのではないか」という意見に関しましては、現在、市においても3地区の土地区画整理事業を、住環境改善・良好な居住環境の形成を目的に実施している。

④としまして、「郊外における新たな商業地の拡大を抑制するなら、東毛地域が一体となって対処しないと困難ではないか」という意見に関しましては、館林広域都市圏で一体となったまちとしての、市町村間連携強化や機能分担による効率的な都市運営を目指している、という意見がでております。

板倉町・明和町・千代田町に関しましては、意見に対する見解はございません。

最後、邑楽町でございますが、「市街化調整区域で規制されれば、邑楽町などは市町村合併の対象になっていくと本計画から読める」という意見に関しましては、本町は「持続可能なまちづくり」を前提に地区計画制度の活用などにより市街化調整区域の既存集落の地域コミュニティを維持していく、という見解でございました。

続きまして、スクリーンをご覧ください。ただ今説明しました市町の見解を踏まえまして、意見に対する県の見解をご説明申し上げます。

スクリーンでは、表の左側に意見の要旨を、表の右側に県の見解を示してございます。

まず、意見の1番に対してでございますが、県としてはマスタープランの1ページの下段において、「広域的な観点からの都市づくりの考え方や方針などを位置付け、広域的な市町村の調整や施策等を進める。」としてございます。また、マスタープランの30ページにおきまして、周辺都県との関係を意識し、複数の都市が連携して一つの都市群を形成する方針を記載しております。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとしております。

次に、意見の2番に対してでございます。

県としましては、マスタープランの28ページにおいて、「まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できるように多様な移動手段の確保を進めるべきである。」としています。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとしております。

意見の3番についてでございますが、県としましては、都市計画区域マスタープランは、基準年である平成27年からおおむね20年後を想定し、都市づくりの基本理念・将来の都市構造を定めることから、令和17年を目標年と記載しており、知事選挙とは関係はございません。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとしております。

続きまして、意見の4番でございます。

県としましては、太田市や伊勢崎市に含まれる藪塚・赤堀・東の非線引き都市計画区域でもみどり市と同様な同様の傾向が見られることは県としても認識しております。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとしております。

次、意見の5番でございます。

固定資産税と都市計画税は、地方税法に基づき市町村が定めるものであり、都市計画区域マスタープランでは取り扱えないものであることから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとしております。

次です。意見の6番についてでございます。

県のマスタープランに記載している地域拠点と市が策定した立地適正化計画に記載している地域拠点の定義は異なるものでございます。

区域マスタープランにおける地域拠点は、市町村や都市計画区域を越える範囲を対象とした広域的な商業、業務、教育、文化、医療、行政等の都市的サービスを複合的に提供する都市拠点と連携・補完を図りながら、地域の中心拠点として都市的サービスや居住機能とを合わせて提供する地区として定義しています。

一方で、館林市の定めた立地適正化計画における地域拠点は、主に館林都市圏、または市全域の住民を対象として都市的サービスを提供する中心拠点を補完し、地域住民へ日常的に必要な生活サービス機能を提供する地区として定義されています。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

意見の7番についてでございます。

マスタープランの73ページにも記載してございますが、地域的な暮らしの足を確保するとともに、基幹公共交通軸の強化・快適化を推進することとしています。また、県では、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に「群馬県地域公

公共交通計画」の策定を進めることとしています。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

次に、意見の８番でございます。

マスタープランでは、６２ページに記載のとおり、非線引き都市計画区域のうち、市街地の拡散傾向があるとともに、幹線道路等の整備に伴い土地利用促進が予測される藪塚とみどりの非線引き都市計画区域については、令和７年までに区域区分もしくは代替えとなる土地利用規制を実施することと記載しております。

人口減少局面に入っても依然として郊外部で、無秩序な宅地化が進んでいる一方、市街地では空き家が増加している状況を考えると、土地利用規制の導入は拙速ではないと考えます。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

次に、意見の９番でございます。

大規模な土地区画整理事業では、従前宅地から減歩を行い保留地を生み出し、一般に販売することにより事業費に当てていたため、地価の下落により想定していた事業費が確保できなくなるという課題がありましたが、最近では道路や公園などの公共施設が不足して建替が進まない密集市街地でなどでは、道路の部分的な整備や土地の集約などの市街地の局所的な改良に土地区画整理事業が活用されるなど、土地区画整理事業は今後も市街地を整備する上で有効な手法であると考えられます。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

続きまして、意見の１０番でございます。

マスタープランの７９ページに記載しておりますが、主要な緑地の配置の方針、（③防災系統）の中で記載している内容ですが、ブロック塀は地震による倒壊の危険があることから記載すべきではないと考えおきまして、以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

次、意見の１１番でございます。

見通しが悪く交通安全上支障のある植栽については適切に剪定するなど管理上の問題であるため、マスタープランでは記載しないものとします。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

続きまして、意見の１２番でございます。

マスタープランの６５ページの上段に記載のとおり、郊外での大型商業施設の新たな立地を前提とした市街化区域編入や用途地域の設定にあたっては、当該市町村に、まち全体で不都合が生じないよう、広域的な観点から、既存の商業に影響を及ぼさないことを整理するよう求めているほか、広域調整に関する指針に基づき、隣接市町村間との広域調整も行っています。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

次、意見の13番でございます。

本意見は、邑楽町など館林市周辺の町の市街化調整区域で開発が抑制されると、館林市の中心部が広域の拠点となり、館林広域圏の市町村合併につながっていくのではないかと
いう主旨であると考えられますが、都市計画区域マスタープランの記載内容と市町村合併
は関係がございません。

以上のことから、都市計画決定手続は、県案のまま進めることとします。

最後に、意見の14番でございます。

文字・地区の誤表記の指摘がございまして、用語や図面をわかりやすく表現するよう要
望がございました。指摘につきましては、何方所か修正してございますが、例えば①番で
ございますが、53ページの図表70にあるように、利根沼田の広域圏の色がわかりづら
かった部分を変更してございます。それから、58ページの図の中で、茂林寺前駅が落ち
ていましたので、その表記の追加など図表の修正、文言の修正を行っております。

以上、意見の要旨に対する県の見解を御説明いたしました。

なお、先に御説明いたしました関係市町の見解も鑑み、今回の意見書を踏まえたマスタ
ープランの修正は、誤表記の修正以外は行わないことといたします。

最後に、マスタープランでは、区域区分の決定の有無とその方針を定めることとなっ
ており、次回の都市計画審議会で説明する区域区分と関係があることから、若干、方針を説
明させていただきます。

マスタープランの61ページをご覧ください。

東毛では、桐生、太田、館林は区域区分、いわゆる線引きを定めることとしています。
次に63ページをご覧ください。このページでは、東毛において区域区分を定める都市計画
区域における人口・産業の見通し、市街化区域の増減見通しを示しております。

まず、「表」の説明ですが、「(1) おおむねの人口」については、基準年となります
平成27年の国勢調査時点での市街化区域内人口は334,300人でしたが、目標年となる1
0年後令和7年の市街化区域内の将来予測人口、これはいわゆる人口フレームと言いま
すが、317,800人に減少すると予測しています。

その一方、令和7年に、市街地として適切な人口密度を保ちながら現在の市街化区域内
に収容できる人口、これを配分する人口と言いますが、これは319,200人と想定され、表
の317,800人よりも多くなります。このため、東毛では新たな住宅地を想定した市街化区
域の拡大に必要な保留人口がないという結論になっておりまして、この表の注意書きにご
ざいますことは、それを示しております。

次に、「(2) 産業の規模」については、この数値を参考としまして、工業系や商業系の市街化区域への編入を行います。編入する場所はマスタープランに則した場所となります。

「(3) 目標年次の市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係」につきましては、この10年で拡大する面積が、次回都計審で説明する議案の地区の他に、今後、事業の確実性が高まった場合に、編入を想定している地区の面積を記載してごさいます。

以上で、第1号議案 東毛広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の説明を終わりにします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました本件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問があればお願いします。

(小林委員)

計画案縦覧をちゃんと見て、読んでくれているという人がいて、ありがたいなと思っています。確認しておきたいのですが、桐生とそれから太田、館林の総合計画というのが何年から何年までのものを今やっているのですか。それぞれのマスタープラン、桐生、太田、館林あるいはみどり市の総合計画、マスタープランは今、何年から何年までのが。

(小島次長)

市が定めているマスタープランですか。

(小林委員)

そうです。それが何年から何年までの間で、その内容と県のマスタープランとの摺り合わせみたいのをやっているのか。ただ、太田だとか桐生とかが抱えている部門別の計画だと、かなり違うと思うのです。だから、年度ごとに違うと思うので、それと今、県がこれから定めるやつとタイムラグがあつたりすると思うので。

(小島次長)

今、御指摘いただきました各市町村のマスタープランにつきましては、作成年度ですとか変更年度にかなりばらつきがございまして、県のマスタープランと連動して修正ですとか、見直しとかをやっている訳ではありません。一般的に多くあるのは、やはり10年先とか20年後とか、結構長いスパンで定めている市が多いです。中には、今回、県の区域マスタープランの見直しに合わせて、市のマスタープランの見直しを行う動きをしている市もあります。必ずしも県のマスタープランに連動して直さなければならないものではないので、確かに委員が仰ったとおり、ばらつきがあるということでごさいます。

(小林委員)

だとするとむしろ、県のマスタープランに合わせて、例えば県の方から各市町村にマスタープランの中に反映させていくような、そういう扱いの方が現実的だと思います。参考までに。

(小島次長)

法律上、市町村のマスタープランは、県の区域マスタープランに則して定めるということになっておりまして、今後、市町村も定期的に見直しを行いますので、その時に区域マスタープランの内容が反映されていくと。我々も策定委員会に出席しますので、その時には市町村と協議しながら修正していくということをやっていくと思っております。

以上でございます。

(丸山会長)

よろしいでしょうか。その他に何かございますか。

(小山委員)

意見の中に、鉄道網が不便であるというようなことがあって、それに対して多様な移動手段ということを言われておりましたが、どのような手段を考えているのでしょうか。

(小島次長)

具体的には、これから県の交通政策課を中心に地域公共交通網計画というものを定めていこうと思っております、これは各市町村さんと協力しながら、様々な手段を考えていこうと、これから具体化していこうと考えております。

(丸山会長)

他にはどうでしょうか。

(伊藤委員)

意見といいますか、これからこういうことも必要かと思っておりますので、申し上げさせていただきます。

今回の意見書の11番にあるぐんまの風景を魅せるインフラ整備について、西毛広域幹線道路の街路工区においても風景を魅せるインフラ整備という中で掲げておるんですね。もちろん、植樹だからそのインフラ整備等々ではないと思います。そして、今回掲げているような道路の植樹とは、国道も県道も中央分離の所に植樹をされているのですが、群馬県の形態から見ても、3分の2の森、緑がある中、中央分離帯に植樹をするということは、どれだけ道路事情に支障をきたしてその管理をするのか、こういったことを考えると、道路の中央分離の植樹というのは、はたしてこれから本当にこの時代に則しているのか疑問かなと。こういうことを踏まえて、ここに書くということではなくて、マスタープランを作っているという意味では、こういう整備というものは必ずしも植樹が大前提ではないと

いうことを申し上げたいと思っております。

(小島次長)

今、御指摘いただきましたが、群馬県では街路樹ガイドラインというものを最近作成しまして、必ずしも街路樹を道路構造令に沿ってやるというよりも、必要性を地域の皆様と話し合いながら考えていくというプロセスも入れてございますので、様々な視点で街路樹が必要かどうかということは、しっかりチェックしていきたいと思っております。

(伊藤委員)

わかりました。街路樹においても、私が言ったように、中央に街路樹を設けるとするのは、どうかかと。やはり側面的な何か通り、例えばケヤキ通りとかといったものでは、当然あって、皆様方の御意見を聞くのは結構だと思いますが、やはり中央というのは、なかなか管理する上で大変な作業なのかなと。こういった厳しい時代を考えると、こういったものもしっかり提示していくべきではないかということで、意見を申し上げてさせていただきます。

(丸山会長)

ありがとうございました。他にはいかがですか。

それでは、御質問、御意見もないようですので、本案についての御意見をお伺いしたいと思います。

本案について、原案のとおり決定するというところで、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

異議なしと認めて、本議案については、原案のとおり決定させていただきます。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。

最後に、「3 その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(眞庭課長)

報告事項といたしまして、昨今話題となっています「水災害対策とまちづくりの連携に関する取組」ということで、事務局の方から、若干お時間をいただきまして説明させていただければと思います。

(丸山会長)

それでは、「水災害対策とまちづくりの連携に関する最近の動向」について、事務局から報告をお願いします。

(小島次長)

それでは、スクリーンを御覧ください。

近年も日本各地で水害が発生しており、災害対策とまちづくりが連携することで、その被害を減らすことができないか、という視点からの対策が求められています。本日は、国土交通省における「水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会」の結果を踏まえ、国や群馬県が、今後どのように水災害対策とまちづくりを連携していこうとしているのか、御報告いたします。

1枚目のスライドをご覧ください。

こちらは、8月31日に国土交通省からプレス発表された「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会の概要となります。

背景・必要性として、水災害リスクに対して防災の視点を取り込んだまちづくりの推進を挙げており、その検討項目として、①まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報のあり方、②水災害リスク評価に基づく防災にも配慮したまちづくりの考え方、③水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策、④取組を進めるための連携のあり方、の4項目に関して、各専門家、有識者からの意見を、国土交通省都市局、水管理・国土保全局、住宅局が事務局となって、提言としてとりまとめたものです。

2枚目のスライドをご覧ください。

こちらは、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会による「提言と対応」の概要となります。

先ほど御説明した4つの各検討項目毎に提言が示され、その提言を受けた国の対応がスライドの下の欄に示されております。①検討項目1から4の考え方や手法について、令和2年度中の予定で「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成することや、②災害ハザード情報を地図上に3次元で表示、③災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知する、④都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知する、が挙げられています。

3枚目のスライドをご覧ください。

一方、群馬県の取組についても御説明します。こちらは、今回審議いただいた都市計画マスタープランの抜粋となります。

68ページの「(2)市街化区域及び非線引き都市計画区域用途地域の土地利用の方針 ④市街地の土地利用の方針 e. 地域防災に関する方針」の部分には、「市街地内であっても、災害履歴等を踏まえ、災害のおそれのある場所については、必要に応じて、土地利用や都市施設の配置を見直す」「立地適正化計画を定める場合には、総合的に勘案し、居住を誘導することが適切でないと判断される場合は、居住誘導区域に含めない」とまちづくりの方針を記載しております。

また、69ページの「(3)市街化調整区域の土地利用の方針 ④災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針」の部分には、「土砂災害特別警戒区域などについては、居室を有する建築物を制限する」「過去の災害履歴を踏まえ、災害の危険が高い地区については、市街化を抑制する」とまちづくりの方針を記載しております。

4枚目のスライドをご覧ください。

こちらは、現在パブリックコメント中の「ぐんま・県土整備プラン2020」の抜粋となります。「ぐんま・県土整備プラン2020」に関しては、2040年に目指す将来像の実現に向けて、社会資本の整備や維持管理を「どのような考え方で、どのように進めていくか」を示す県土整備分野の最上位計画です。

県土整備プランにおける施策「住み続けられるまちづくり」の中の取組として「頻発化・激甚化する気象災害に対応する安全な『まちのまとまり』づくり」を挙げており、頻発化・激甚化する気象災害のリスクを軽減し、効率的・効果的な防災・減災対策を推進するため、水害や土砂災害等のリスクが高い地域への住居、店舗、病院、社会福祉施設等の立地を抑制するなど、防災・減災対策と連携した安全なまちのまとまりづくりに取り組むこととしています。

現在、まちづくりにおいて具体的に動き出そうとしている取組のひとつとしては、市町村が居住誘導区域などを定める、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるための計画である立地適正化計画に、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るなど、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために「防災指針」を定めることとなり、引き続き、県としても立地適正化計画策定済みの10市町に対しては、「防災指針」を追加する変更を、立地適正化計画を策定していない市町村には、計画の策定を働きかけていきたいと考えております。

また、次回5年後の都市計画の定期見直しにおいても、水災害対策とまちづくりの連携をさらに強化していきたいと考えております。

以上、国や群馬県における、水災害対策とまちづくりの連携に関する取組として、御報告いたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。

ただいま災害に関する御報告がございましたが、何か委員の先生から御発言がございましたでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

よろしいでしょうか。

これから何をするのかということと、今そうなってしまったことをどうするのかという大きな問題があるかと思いますが、よろしくお願いします。

その他何かございますか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは事務局から、次回の期日等について報告をお願いします。

(眞庭課長)

次回、第194回審議会ですが、お手元に配布させていただきました開催予定等の資料のとおり、11月12日木曜日の午前10時から開催させていただきたいと考えております。次回審議会までの日数が大変短くて申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

(丸山会長)

そういうことでございます。本来、1回で終わる予定だったのですが、2回になってしまい、先生方に御迷惑をおかけしますが、次回につきましても、一つよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の審議会はこれで閉じたいと思います。

ありがとうございました。

(閉会 14:10)